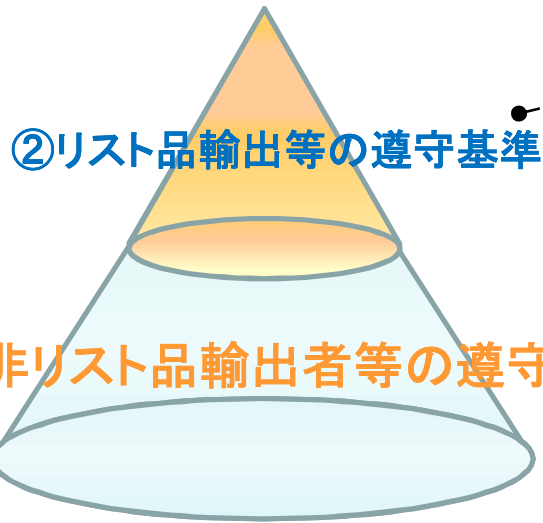


輸出者等遵守基準

業として輸出等を行う者は、輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出を行うことが求められる。特定重要貨物等(リスト規制品)を扱う事業者については①に加えて、②の基準についても遵守する必要がある、非リスト規制品のみを扱う事業者については①の基準のみを遵守する必要がある。



① 輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① 輸出等を行うものがリスト品に該当しないかどうか確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等の業務に従事する者に対し、関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うこと。

※ 個人の輸出者等は②のみの適用とし、さらに「必要な指導」とあるのは「必要な情報を収集」と読み替える。

② リスト品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① 組織の代表責任者を輸出管理の責任者とする。
- ② 組織内の輸出管理体制(業務分担・責任関係)を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ リスト品の輸出等に当たり用途(用途が提供である場合は需要者に係る情報も含む)の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者、従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 関係文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑨ 法令違反等があった際は、速やかに経済産業大臣に報告し、再発防止のために必要な措置を講ずること。

※ 個人の輸出者等は④、⑤、⑧、⑨のみの適用とし、さらに④「の確認を行う手続を定め、手続に従って確認」とあるのは「の確認」と読み替える。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象となる。)